

静医発第102号
令和2年4月9日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸



嗅覚・味覚障害と新型コロナウイルス感染症について（情報提供）

標記の件につきまして、静岡県健康福祉部長より別添のとおり情報提供がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症については、発熱や倦怠感等が主な症状とされているところですが、嗅覚・味覚の低下についても一部報道等がなされているところであり、今般、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会において、嗅覚・味覚に関する症状に関して、「「におい」や「あじ」の異常を感じても、発熱や咳、息苦しさ、だるさがなければ2週間不要不急の外出を控える」旨お知らせがなされました。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本情報は、嗅覚・味覚に関する科学的知見に応じて変更する可能性がありますことを申し添えます。

（参考）一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページ
<http://www.jibika.or.jp/citizens/covid19/mikaku.html>

嗅覚・味覚障害と新型コロナウイルス感染症について —耳鼻咽喉科からのお知らせとお願い—



新型コロナウイルスの感染が世界中に流行し、日本においても大都市を中心に急速に広がっています。新型コロナウイルス感染症は、発熱やせき・たん、のどの痛み、体のだるさが主な症状ですが、嗅覚（におい）や味覚（あじ）も低下することが分かり、新聞やニュースで報道されています。しかし、嗅覚や味覚の障害はインフルエンザや一般の「かぜ」でも生じることがあり、必ずしも新型コロナウイルスだけが原因ではありません。また、新型コロナウイルス感染症による嗅覚や味覚の障害は自然に治ることが多く、特効薬もありません。

新型コロナウイルス感染症における対応と注意事項をまとめましたので参考にいただけますよう、お願いいたします。

なお、この知らせは診断や治療の進歩によって、変わることがあります。

1. 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合や、咳、息苦しさ、だるさがあれば、お住まいの区市町村の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。厚生労働省のホームページからも確認することができます。
各都道府県における帰国者・接触者相談センター紹介（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
2. 急に「におい」や「あじ」の異常を感じるようになった場合には、万が一、新型コロナウイルス感染症であったときに周囲の人に感染を拡大する可能性がありますので、2週間は出来るだけ不要不急の外出を控えてください。その間、医療機関への受診は控え、体温を毎日測定し、手洗いをこまめにしてください。人と接する際にはマスクをつけて対話をしてください。
3. 嗅覚・味覚障害の治療は急ぐ必要はありません。自然に治ることも多いのでしばらく様子を見てください。特効薬はありませんが、2週間経っても他の症状なく嗅覚や味覚が改善しない場合は耳鼻咽喉科外来を受診してください。

あなたとあなたの周りのみなさん、家族を守るために、ご協力をお願いいたします。

2020年3月30日
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会
(2020年4月2日改訂、第2版)



医 疾 第 15 号
令 和 2 年 4 月 2 日

一般社団法人 静岡県医師会会長 様

静岡県健康福祉部長

嗅覚・味覚障害と新型コロナウイルス感染症について（情報提供）

日ごろ、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、令和2年4月2日付事務連絡にて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進室から嗅覚・味覚障害と新型コロナウイルス感染症について別添のとおり、通知がありましたので、貴会会員等への周知をお願いいたします。

担当 疾病対策課感染症対策班
電話 054-221-2986

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

嗅覚・味覚障害と新型コロナウイルス感染症について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症については、発熱や倦怠感等が主な症状とされているところですが、嗅覚・味覚の低下についても一部報道等がなされているところです。

この点につき、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会より、嗅覚・味覚に関する症状に関して、一般向けにホームページにおいて、「「におい」や「あじ」の異常を感じても、発熱や咳、息苦しさ、だるさがなければ2週間不要不急の外出を控える旨のお知らせがなされているところです。

については、「帰国者・接触者相談センター」における相談対応におかれても、上記お知らせを参考に、嗅覚・味覚の異変等を聞き取った場合においては、発熱やのどの痛み、咳、強いだるさ（倦怠感）等の有無についても詳細に聞き取った上で、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただきますようお願いいたします。

なお、上記の取り扱いについては、嗅覚・味覚に関する科学的知見に応じて変更する可能性があることを申し添えます。

（参考）一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページ

<http://www.jibika.or.jp/citizens/index.html>

（お問い合わせ先）

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部

技術総括班

03-3595-3489